

建設業許可申請書等の閲覧方法について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間、閲覧方法等を以下のとおりとさせていただきます。御不便をおかけしますが、御理解・御協力をお願いします。

なお、御利用時には、マスクの着用をお願いします。

1 座席数 6席（※）

※ 7人以上から閲覧請求があった場合は、席が空くまでの間、お待ちいただくこととなります。

受付で連絡先（携帯電話番号）をお伺いした上で、待ち人数をお知らせします。

席の準備ができ次第、電話で御連絡を差し上げますので、閲覧室内で待機しないでください。（密状態を避けるため）

混雑状況によっては、閲覧いただけない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

受付時間中に席の準備ができない場合は、特に連絡をしません。

受付時間中に連絡がない場合の取扱いは以下のとおりです。

午前受付の場合 … 受付順に午後に繰越となります。

午後1時に窓口へお越しくください。

呼び出し時に不在の場合は、キャンセル扱いとさせていただきます。

午後受付の場合 … 閲覧請求日当日の閲覧はできません。

お手数ですが、翌日以降に再度閲覧請求してください。

2 閲覧回数 1人1日1回（※）

※ 閲覧請求書提出後の請求業者の変更はできません。（審査中、他の方が既に閲覧中の場合も含まれます。）

3 受付時間 午前 9:00～11:00（8:40 から受付簿を設置します。）

午後 1:00～ 3:00（午前の受付終了後、受付簿を設置します。）（※）

※ 午前受付分の残りがある場合は、午前受付分の残りを優先します。）

4 受付方法等

午前 ① 8:40 から受付窓口に受付簿を設置します。

来庁された順に受付簿に名前を記入してください。

② 9:00 から閲覧請求書を提出いただき、閲覧席に御案内します。（※）

※ 7人以上から申込があった場合、7番目以降の方については、連絡先（携帯電話番号）をお伺いした上で、待ち人数をお知らせしますので、いったん退室してください。（閲覧室内で待機しないでください。）

- 午後 ① 午前の受付終了後、受付窓口に受付簿を設置します。
来庁された順に受付簿に名前を記入してください。(午前受付分の残りがある場合は、午前受付分の残りを優先します。)
- ② 1:00 から閲覧請求書を提出いただき、閲覧席に御案内します。(※)

※ 7人以上から申込があった場合は、連絡先(携帯電話番号)をお伺いした上で、待ち人数をお知らせしますので、いったん退室してください。(閲覧室内で待機しないでください。)

5 注意事項

受付時間中に席が空いた旨の連絡を県から差し上げた際、残り時間が少ない等の理由で閲覧されない場合は、キャンセル扱いとなります。(午後の優先受付の対象とはなりません。)

6 利用時間 午前 9:00～11:30 午後 1:00～3:30